

議 第 5 号

令和6年度（R5.10～R6.9）地域公共交通確保維持 改善事業費補助金に係る事業評価について

令和6年度（R5.10～R6.9）地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価として、別紙のとおり報告することについて、本協議会の承認を求める。

記

- 1 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和7年1月21日 提 出
胎内市地域公共交通協議会
会長 高 橋 晃

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和7年1月31日

協議会名: 胎内市地域公共交通協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
株式会社中条タクシー	中条築地 (R6.3.31まで)	乗合自動車「のれんす号」の 利便性を確保するため、令和6 年4月からこれまで中心市街地 行きと郊外行きの便で異なっ ていた時刻表を統一し、利用可 能な時間の間隔を短縮すると ともに、中条・築地エリア、乙エ リア、黒川エリアの3つに分か れていたエリアを1エリアに統 合して、エリアを跨ぐ移動を乗 継不要で市内各エリアの移動 を可能とするなど運行形態の 見直しを図った。	A 事業が計画に位置付けられ たとおり、適切に実施され た。	B	利用者数はコロナ禍前の令 和3年度(R2.10～R3.9)を底に 増加傾向にあったが、令和6年 度(R5.10～R6.9)は、一転して 前年度より僅かに減少した。 今後は減少要因を分析しつ つ、利用者ニーズの把握や認 知度向上に努め、利用の促進 につなげていく。
株式会社中条タクシー	乙(土日祝日) (R6.3.31まで)		A 事業が計画に位置付けられ たとおり、適切に実施され た。	B	
株式会社中条タクシー	黒川 (R6.3.31まで)		A 事業が計画に位置付けられ たとおり、適切に実施され た。	B	
株式会社中条タクシー	奥胎内エリアを除く市内 (R6.4.1より)		A 事業が計画に位置付けられ たとおり、適切に実施され た。	B	
藤観光タクシー株式会社	乙(平日) (R6.3.31まで)		A 事業が計画に位置付けられ たとおり、適切に実施され た。	B	
藤観光タクシー株式会社	奥胎内エリアを除く市内 (R6.4.1より)		A 事業が計画に位置付けられ たとおり、適切に実施され た。	B	

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和7年1月31日

協議会名：	胎内市地域公共交通協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	胎内市は、新潟県の北東部に位置し、東に飯豊連峰、西に日本海を望む。市域面積は264.89km²、人口は26,846人（令和6年11月末現在）であるが、近年は人口減少・高齢化が顕著となっている。 市内の商業施設、医療機関、公共施設等が中心部に集中する一方、市域を運行する公共交通はJR羽越本線しかなく、市民の生活交通の確保が必要不可欠となっている。そのため、ドアtoドア運行によるデマンド交通を導入することで、既存の公共交通の空白地帯を補完し、利便性・効率性の高い生活交通ネットワークの構築を進めているところである。